# 達方から (044) 522 — 1369 原力からの手紙

1979年 8 月15日発行 No.25 松本礼二事務所 川崎支所 〒 210 川崎市幸区河原町 3 — 218

## 対話路線=二期着工策動粉砕」 のデマ宣伝をはねのけ 三里塚農民の団結で政府公団を 廃港への道に追いつめよ!!

## Ⅰ. 第四インター・左翼連合派の謀略

最近の「世界革命」紙(8月6日付587号)によれば、第四インターをはじめとする左翼大連合派は、三 里塚闘争をめぐって一せいに、「対話路線粋砕」「対話路線=二期着工策動粋砕」の意志一致を表明している。 そして、反対同盟みずからの公式見解も、7月29日の幹部会声明によると、これとほぼ同一の趣旨であるという。

ところで、彼らがここでいう「対話路線」とは一体 なんのことか。

「世界革命」の紙面をみるかぎり、これは終始、7 月16日に「森山運輸相が発表した対話路線」のことを 指している。だが、周知のとうり、森山の16日の声明 自体はなんら内容のない対話の呼びかけにすぎないこ とは、自他ともに認めるところである。とても「路線」などといえたものではないのである。だから、第四インターたちが「対話路線」なる言葉で指し示しているのは、森山声明などではありえない。いうまでもなく、この間反対同盟内部でその氷山の一角を現わしたところの、同盟と政府首脳との外交交渉こそ、(同盟内の)「対話路線」「話し合い路線」として非難されているのである。すなわち、いうところのこの「話し合い」なるものは、7月16日の読売新聞できわめてデマ宣伝的に暴露され、これに抗議して辞表を出した同盟の島事務局次長によって、あらためて明らかにされた内容を指していることは明白である。

それゆえ、われわれはなによりも、島氏自身が明らかにした(と読みとれる)これまでの外交交渉の内容 (読売京葉版7月22日)をこそ、点検せねばならない。 これは本当の意味で反対同盟の話し合い「路線」なのか。いやそれよりも、第四インターたちが、天下周知の島声明にわざと一言も触れず、しかもこれがあたかも無内容な森山声明にのせられた同盟の屈服路線であるかのごとくに思わせ、「対話路線―――期着工策動」などといいくるめるのは、7月16日の読売のデマ記事と同様な、デマゴギーではないのか。

### Ⅱ. 対政府交渉は「話し合い路線」か

大衆闘争において、対話や話し合いが「路線」を意味するのは、三里塚闘争でいえば、過去13年間つらぬいてきた実力闘争主義を捨て、従って政府公団にたいする屈服と同盟の解体につながる方針転換をする場合のことである。つまり対話が「二期工事者工策動」にイコールでつながるような「路線」のことだ。

そこで、前記読売京葉版によって、島氏による対政府交渉の内容を見よう。この交渉における同盟側の基本方針は、次のような要求を政府が受け入れることが、対等な立場に立った対話の前提だとするものであった。すなわち――

1. 政府は三里塚問題解決に当たって民主的手続きが 欠如していた経過を反省し、対等の立場の実現に努力 する。

そのための具体的な条件として、

①二期工事の凍結 ②起業地(事業認定区域)から 二期工事を除外する法的措置を講ずる。②航空機の 進入直下に居住する同盟員への緊急措置として、移 転希望がある場合には、二期予定地内でも認めるこ と。②同盟員が土地収用法発動でこうむった不利益 を賠償する。

2. 一期工事建設過程で政府当局の行政権の行使が適 正手続きを欠いていたことを認め、その乱用の実態を 明らかにするため、公開の場を準備する。

この私案をタタキ台に、政府と反対派農民を話し合い解決へのテーブルにつけるために、島次長と加藤統一内閣官房副長官との間で予備会談が極秘に進んだ。十数回に及ぶ会談の結果、⑩は、「二期工事区域については行政措置(土地収用法に基づく強制収用)を適用しない」ことで合意に達し、他は、私案がほぼ受け入れられ、事実上、二期工事はタナ上げにするという線に達した、という。

## Ⅲ。「外交交渉」の勝利

以上の「島私案」についての素直なテキスト解読を

すれば、この外交交渉における同盟側の基本姿勢 これ以上は譲れない原則的な立場 は、次のような ものであることがはっきりする。

第1。「私案」第1項前文および第2項は、過去13年間の空港建設過程にたいして、政府公団側が「反省」を表明し「過失」を認めることである。ただ一度の「対話」も「説得」もなく、卑劣な土地買収と切り崩しそして暴力によって事をはこんできた過去のやり口にたいする、政府によるはじめての公式の謝罪表明である。農民の土地をとりあげ、そればかりか13年間にわたって関係者に苦痛を強いてきたこと、このことの責任がなによりも政府権力の側にあることを、まったく遅まきながら認めることこそ、あらゆる「対話」のまさに前提的な確認事項とならねばならない。

もとよりことわるまでもなく、われわれがここで「島 私案」について指摘していることのすべては、もっぱ ら「外交交渉」のレベルでのことである。外交交渉と はすべて、相手にたいする不信と立場の相違を多少と も前提としてはじめてもたれる。相手の「言葉」など 信用できなくすべては力関係によって決る、というレ ベルとはおのずと前提を異にしている。このことをわ きまえたうえで、健全な「常識」を働らかせ冷静な頭 で考えてみたまえ。三里塚闘争とは法をふみにじる過 激派が、関係農民を利用してやっている暴力闘争・革 命闘争だというのが、現在の「世論」の(過大)評価 である。まして政府と自民党の大多数が、いまなおこ う考えていることは推測に難くないことだ。

そして他方で、目先のことは熟知していると思っている運輸省公団の官僚たち、それにいまや三里塚に予算上の利害関係を有する警察官僚がいる。彼らによる「17戸脱落ま近し」というデマ宣伝が、しきりととびかっている昨今である。彼らと彼らの策動につながる諸人士が、このまま時をかせげば三期工事着工にこぎつけられるという「見通し」をもっていることは明白である。

とすれば、この時期に政府中枢部 加藤統一官房副長官(政務担当)といえば、ちょうど同盟における島事務局次長の地位に相当する が、過去13年間の「路線」(!)を修正する「反省」表明をすることの意味を考えてみよ。一方では政府自民党の無知な田舎政治家の盲言を切り、他方では目さきの「仕事」で盲目となった官僚たちの策動を抑えて、政府中枢に明確なコンセンサスが形成されたことを、右の事実は物語っている。そしてこのコンセンサス形

成を強いたものこそは、「成田国際空港」の将来に たいする見通しのなさであり、事態をそこまで追い 込んだ同盟13年間の実力闘争にほかならない。また、 この状況を適確に突いた、同盟の外交交渉の「勝利」 以外のものではないのである。「「開港」前ならい はらず、現在、「世論」を向うにまわして政府首 脳の右のコンセンサスが、「自然」に「自主的」に つくられる要因などありはしないのだからだ。

読売の報道によれば、島氏を中心とした同盟の外交交渉の相手は、福田・大平両内閣のそれぞれの官房副長官がひきついだという。ということは、「反省」「謝罪」という同盟の要求に応じた政府―自民党のコンセンサスが、その主流部分ですでに出来上ったことを物語っている。だからもちろん、われわれが本紙前号で詳しく指摘したように、政治屋・官僚レベルからの「対話路線粉砕」策動もまた、いま陰に陽に活発になっていると見ねばならない。島氏を中心とした同盟のこの間の対政府交渉は、こうした相手側内部の不一致をも突いたものであり、こういうのを、「話し合い路線」ならぬ「外交交渉」というのだ。

もとより、大衆闘争集団とりわけ住民運動団体に とっては、話し合いや対話あるいは条件闘争などを、 頭から拒否せねばならぬといういわれはない。反対 同盟が、関係農民のこうむった損害を回復するため に、具体的に策をたてるのも当然のことである。だ がいまや、三里塚闘争は反対同盟のみの三里塚闘争 ではない。60年代末以降の全国住民闘争の象徴的闘 いとして、これは闘われてきたのである。そしてい まも、全国の闘う人びと、とりわけ破滅の淵にある 全国農民が、三里塚闘争の帰すうを注視しているこ とを忘れてはならない。だから同盟指導部には、同 盟員の明日を保障することと同時に、三里塚闘争の 名誉を堅持し、これを次の新たな全国的な住民の闘 いにとつなげていく責任もまた負わされている。だ からわれわれは、個々の関係農民のためによりよい 条件を獲得するべく、政府公団と交渉する――大衆 集団としては当然なこうした「話し合い路線」に、 いま敢えて反対を唱えるものだ。

では、ところで、島氏を中心とした同盟の対政府交渉は、右のような「話し合い路線」への路線転換なのか、それとも権威ある政治集団としての外交交渉ないか。第四インターなどの諸君は、この単純な疑問に答えるべきである。そうでなければ、諸君らは、「対話

路線粉砕」の名によって、一方では農民の13年間の苦労にたいして責任を回避し、そして他方で、同盟の対政府交渉を「対話路線」ときめつけるデマゴキーにおち入っているのだ。大衆に奉仕する集団としても、政治方針を指導する集団としても、君たちはいま低級な責任のがれにおち入っている。

### Ⅳ.「二期凍結」はなにをもたらすか

次に島私案の第2点。1項の前文は、過去にたいする政府の「反省」が、「対等の立場の実現」のために必要であるといっている。ここにも、無原則に「対話」などに入るのでなく、そのための前提条件をあらかじめしっかりと確保せんとする、同盟の姿勢が現われている。なぜなら、現状が「対等の立場」などといえたものでないことははっきりしているからだ。別に、政府権力と一農民団体の「立場の違い」のことではない。13年間にわたる一方的かつ不法な行政権力の行使、その結果として土地収用法の強権適用下におかれた状況一これは相手の一方だけが「ヨロイ(鐙)を着た」状態にあることを意味している。このままでは、およそ「対話」などということすらごまかしであり、この状態のままで対話に入ることは文字どうりお上と下々との「話し合い」以外になりようがない。

そこで反対同盟は、対等の立場にたった対話を保障する最低限の前提条件として、前文の「反省」にもとづき、具体的には①以下の実行を政府に迫ったのであろう。

まず①二期工事の凍結。これが読売のデマ記事のいうことく「一時凍結」ではなく、二期工事の「事実上のタナ上げ」を意味することは、同じ読売の京葉版で確認されている。そしてこのことが、成田空港の将来にとってなにをもたらすかは、事情に明るい第四インターなどの諸士にはよくわかっているはずである。たとえ第二期工事にいままで着工でき、しかも反対同盟などによる妨害がないと仮定しても、二期の完成には航空施設本体だけでも3~5年はかかる。その間に、燃料の暫定輸送期限は切れ、本格パイプラインはできず、しかも世界の航空需要に現状の空港ではまったく対応しきれなくなる、等々。

こうした実情を敏感に反映して、新任の鈴木東京都 知事は、さっそく運輸省と羽田空港拡張案のツメに入 った。また、わが国の「古典的」ブルジョアジーたる 鉄鋼資本のキモ入りで、航空審議会で一度は不採用に なった、大阪沖の関西新空港に浮体工法をとり入れる 案が再浮上 審議会り再答申かれ なわれる勢。 ある。 4 千・ 7 夕 ルの関西新空港、内陸空港成田の さっと 4 倍のこの洋上空港が実現したとき、世界の増 加する航空需要がとちらに流れるかは、いわすとしれ たことであるう

以上はいわば技術的な事情であるが、これに実力闘 争主義を堅持する三里塚闘争が加ったら、どういうこ とになるのか。二期工事のタナ上げが、着工断念につ ながっていくことは明白である。このように見たとき、 7月16日の読売の記事がデマ記事であるゆえんもまた 明らかになるのである。それは「凍結」を「一時凍結」 とゆがめ、しかもこれに、同盟側からの「反対給付」 として、「闘争休戦」と「過激な行動に出ない」とい う約束が加わるとあれば、誰しもこの交渉が「二期工 事再開のための話し合い路線」とみなすのは当然であ る。第四インター等の「対話路線粋砕」の方針は、こ の記事に踊らされたのか、この記事がつくりだした疑 心暗鬼をわざと利用したのか。そうでなければ、島氏 を中心として同盟が秘密裡におこなってきた は防衛上当然のことだ 外交交渉 (予備交渉) につ いて、支援組織として諸君らは反対同盟との真剣な協 議にこそ入るべきではないか。そこでこそ諸君らの指 導性も発揮される。それもなしえないで「対話路線= 二期着工策動」粉砕などと唱えることは、くりかえす が、読売記事と同一水準のデマゴギーにおち入ること になるのだ。

## V. 「二期凍結」を保証するもの

次は第1項の®。これは一面で、®の「二期工事凍結」を具体的に保証する要求となっている。そして読売京葉版の報道によれば、政府との予備交渉で、「二期工事区域については行政措置(土地収用法に基づく強制収用)を適用しない」という形で、この項は合意に達したという。ここで「行政措置を適用しない」というからには、当然、権利取得裁決や明渡裁決等、土地収用法の強権発動につながる事務的手続きを、現状以上には進めないということが合意されているはずである。

私案の回が土地収用法の適用除外という「法的措置」 起業地指定の変更など。をストレートに要求したのにたいして、交渉の結果が右のような表現になったものと思われる。しかし、この合意された回項を回項と合せて考えるなら、現在の地権者に関して、土地収用法の適用が解除されたのと事実上同等なあつかい をもること、なるのは明いかである。 せい, 体的事例に応して、合法性の枠内のことではある。カ そしてこの(三)が、係争中の刑事裁判にも、「大きく影響するのは必至」であるのは、読売記事が伝えると りなのである。

最後に一。アプローチエリア(岩山地区)の問題が、政府公団の適法性欠除を示す最たるものであることは 天下周知の事実である。そしてまた、現在この地区に 居住する同盟員に関して、「緊急措置」がどんなに不 可欠であるかは、われわれなどがいわずとも、現地の 諸士が一致して確認することにほかならない。

### VI. 廃港―地域権力の確立へむけて

さて、われわれは、島氏を中心に進められてきた同 盟の対政府交渉について、同氏の談話にもとづく読売 記事に即して、以上のようにわれわれの見解を表明し た。そしてここであらためて第四インターなど左翼大 連合の諸君に聞くが、右のような対政府交渉は、諸君 らが結論づけるような「対話路線――期着工策動」な のかどうか。君たちがデマ記事に踊らされているので ないとしたら、「対話路線粉砕」という方針は、島氏 をはじめとした反対同盟とのつっこんだ討議の結果、 反対同盟にたいする諸君ら支援組織の方針としてうち だされたものでもあると受けとるのが当然である。だ とすれば、諸君らはその「対話路線=二期着工策動」 粉砕なる方針の内実を、われわれだけでなく、反対同 盟員および関係者全員のまえに明らかにせよ。これが あってはじめて、次にわれわれは諸君たちと、同盟の 外交交渉が三里塚闘争の政治路線に与える意味につい て、論争を交すことができる。デマ記事と同一水準の 方針提起がなされて、なにが「9・16総結集」か。

ことわっておくが、われわれは島氏が明らかにした 対政府交渉の内容を議論して、死児の齢を数えている のではない。右にわれわれが分析したこの交渉の意味 するところは、現在反対同盟員が直観的に理解してい ることだとわれわれは確信する。そしてまた、同盟幹 部会が勝機を逸する場あたり的な対応から、速やかに 勝ち身の体勢に入るであろうことも。

さきに強調したように、島氏らの対政府「予備交渉」は、対話が「対等な立場」でおこなわれるための前提条件を確保することに、主眼が置かれていたように受けとられる。とすれば当然、この条件の確保が大衆的に確認された後に、将来にむけた「対等な立場の話し合い」が、同盟と政府との間で始まることが予期され

ているだろう。そしてわれわれが右に分析したような「予備交渉」の性格からするなら、この対話が、たんに二期工事問題に限定されないだけでなく、「反対派農民の救済」をめぐる話し合いにつきるものでもないことは明白である。「話し合い路線」ではないのだからだ。成田空港をめぐる全般的諸問題が反対同盟と政府とを両当事者とした話し合いの争点にならざるをえない。そしてこのことがまさに、三里塚闘争の今後の政治路線に直接に関係してくるのだ。

すでに「遠方からの手紙」を通じて、われわれは再 三にわたって強調してきた。三里塚闘争13年間の実績 によって、反対同盟はいま、同盟員のみならず地域の 広範な住民にたいして、民衆の権力としての権威をも つようになっているのだ。地権者およびアプローチェ リアにかかわる問題だけでなく、騒音問題、いわゆる 農業振興策、そして地域開発全般にかかわる問題の帰 すうを左右する位置に、反対同盟はたっている。事実 上これは地域権力としての農民権力を意味しているの である。

だからこそ、こうした農民権力としてみずからを自 覚的にうちかため、北総台地全域にたいして地域権力 としてのこの権威を行使することが、いま反対同盟に 求められている。反対同盟は、地域の全般的諸問題に ついての対政府交渉を通じて、この権威を明確に確立 しなければならない。「話し合い路線」であってはな らず、実力闘争主義を堅持した対政府交渉が必要なの はまさにこのためなのだ。すでに緒についている外交 交渉によって二期凍結から二期断念、廃港への道を確 立することと、地域権力として同盟をうちかためるこ ととは、楯の両面の関係にほかならない。

そして再びいうが、闘う住民のこうした「楯」としてみずからを確立することこそ、いま、全国の住民、なかんずく全体制の一致した意志で切り捨てられようとしている全国の農民が、反対同盟に期待していることにほかならない。

そして三たびくりかえすが、いま「対話路線=二期着工策動粉砕」を唱える諸君は、三里塚闘争の政治指導部を自認する(?)ものとして、三里塚闘争の将来にたいして責任を回避してはならない。この責任とは、むろん反対同盟農家に援農労働力を提供する責任ではなく、廃港―地域権力として、反対同盟の新たな三里塚闘争がうちかためられること、つまり三里塚闘争の政治路線にたいする責任のことである。

以上、1979年のお盆に。